

第8章 投資形態

フィリピンで事業を始める場合、投資家は、企業形態を選択する必要がある。大きくは、フィリピン法に基づいて設立された企業と、外国法に基づいて設立された組織とに分けられるが、日本企業からの投資形態として主要なものは現地法人（子会社を設立する場合）、支店、駐在員事務所である。

1. 現地法人

現地法人は、フィリピン改正会社法に基づいて組織された法人で、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）による規制の管轄下となり、出資者（株主）個人の人格とは別の法人格が認められる。出資者の責任は、出資額を上限とした有限責任である。フィリピン子会社に何があっても、親会社の責任は株式の引受額として出資した投資額に限定される。

改正前のフィリピン会社法においては、フィリピンの株式会社はもともと多数の株主を想定しており、取締役はその多数の株主から選出された代表という位置付けのため、取締役の数が多く最低 5 人から 15 人までを選出する必要があったが、フィリピン改正会社法においては一人会社が容認されたことに伴い、最低人数は撤廃されている。

現地法人設置時は証券取引委員会（SEC）への登録が必要である。なお、フィリピン改正会社法では設立時の引受資本金及び払込資本金に関する最低額が撤廃された（ただし、外国資本が 40% 以上の国内市場向け事業や、銀行業、小売業などには最低資本金額について別途規制がある）。

現地法人のうち、株式会社（Stock Corporation）は、資本金を株式として一定の額面金額に分割して発行するとともに、事業利益を株主に対して各々の保有株式に比例した配当金を支払うことが認められる。非株式会社（Non-Stock Corporation）は、原則的に、慈善、教育、文化などの公共の目的のために組織された会社で、出資者に対して株式の発行はない。

2. 支店、駐在員事務所等

(1) 支店（Branch Office）

支店の設立も可能である。例えば日本法人のフィリピン支店を設立するような場合がこれに相当し、フィリピン国内の株式会社同様の事業を行うことができる。証券取引委員会（SEC）への登録が必須である。

支店は、外国の法律に基づく外国企業であり、フィリピン国内で親会社の事業活動を遂行し、それを源泉とする所得を得ることができる。外資規制の対象となっている業種は最低 20 万ドルの払込資本金が必要だが、(a) フィリピン科学技術省（DOST）によって先進的技術を駆使した事業活動であると認可されるか、(b) 革新的新興企業法に基づいてスタートアップ又はスタートアップ支援機関とみなされるか、あるいは (c) 直接雇用のフィリピン人従業員を 15 人以上雇用する場合には 10 万ドルへの引下が可能である。更に、SEC には一定額の保証金を政府債の形で差し入れる必要もある。

また、支店は日本の本店と法的には同一人格であるため、フィリピン支店の債務は本店が負わなければならない。フィリピンでの事業リスクを本店が全て負担する形になるため、株式会社として現地法人を設立する場合に比べるとリスクが高くなる。

(2) 駐在員事務所 (Representative Office)

駐在員事務所 (Representative Office) は、外国の法律に基づいて組織され存在する外国企業で、フィリピン国内の事業活動を源泉とする所得を得ることは認められず、全て本社からの経費補助によって事務所を運営しなければならない。例えば、フィリピンに現地スタッフを置いて、購買やアフターケア、市場調査を行い、何かあれば日本の本社において売上を計上するだけ、という場合は、駐在員事務所を検討することになる。親会社の顧客との情報伝達やコミュニケーション窓口、商品の宣伝・プロモーション、輸出のための品質管理などの機能を果たす。

運転資金を賄うため、設立準備金として親会社から3万ドル以上の送金を受ける必要がある。証券取引委員会 (SEC) への登録が必須であり、支店同様、役員は居住代理人1名で良い。

なお、駐在員事務所は支店に格上げすることはできるが、フィリピンの株式会社に転換することはできない。フィリピン市場にチャンスありとして営業活動を行う場合、これを株式会社で行う場合は、別途駐在員事務所の閉鎖手続を行う必要があるため注意が必要である。

(3) 地域統括本部 (Regional Headquarters: RHQ) と地域経営統括本部 (Regional Operating Headquarters: ROHQ)

共和国法 8756 号では、フィリピン国以外の法律のもとで存在する企業で、アジア太平洋地域又はそのほかの海外市場に支店、関連会社、子会社等が存在/活動をしている多国籍企業は、フィリピンに地域統括本部 (RHQ) 又は地域経営統括本部 (ROHQ) を設立することが認められている。

地域統括本部 (RHQ) が行うことのできる活動は、アジア太平洋地域内の統括・連絡・調整センターとしての役割に限定される。RHQ は、国際貿易を行う国際企業の管理業務を行う支店として機能し、フィリピン国内の活動を源泉とする所得を得ることはできない。フィリピン国内に子会社や支店があったとしてもその経営に参画することはできない。RHQ を設置する多国籍企業は、フィリピン国内での運営を賄うために必要となる金額 (最低金額5万ドル又はそれに相当する外貨額) をフィリピンに送金しなければならない。

地域経営統括本部 (ROHQ) は、フィリピン国内の関連会社、子会社、支店などに対して、以下のサービスを提供し、フィリピン国内での活動を源泉とする所得を得ることが可能である。必要な送金額は、最低20万ドル (1回) である。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 管理業務/計画 | ⑥ 訓練/人事管理 |
| ② 事業計画/調整 | ⑦ 物流サービス |
| ③ 原材料の調達 | ⑧ 研究開発/製品開発 |
| ④ 財務アドバイザーサービス | ⑨ 技術支援/メンテナンス |
| ⑤ 販売管理/促進 | ⑩ データ処理 |
| | ⑪ 事業開発 |

(4) 地域統括倉庫 (Regional Warehouse: RW)

国際貿易に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料をアジア太平洋地域及び他の外国地域の流通業者又は市場に供給し、オムニバス投資法に基づいてフィリピン国内に RHQ/ROHQ を設立済みである多国籍企業は、地域統括倉庫も開設することができる。また、RHQ/ROHQ と地域統括倉庫の同時新規設立も可能である。

地域統括倉庫 (RW) の活動は、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料の保管、本社又は親会社による取引及び販売の商品配送のための倉庫として (包装、梱包、マーキング、ラベリング、カッティング、仕様変更のほか、キット又は商品化のための組立て又は梱包を含む)、又は、輸出用に本社がフィリピン国内で調達した商品の倉庫としての役割に限定される。RW は、取引の実行、商品又はサービスの販売の促進、フィリピン国内における商品の販売又は処分のための契約締結に、直接携わることはできない。

3. 資本金に関する規制¹⁶

フィリピン改正会社法上、日本と同様に資本制度が規定され、会社の設立に際しては、資本の引受や払込が行われる。また、支店や駐在員事務所についても現地法人 (株式会社) の場合と同様に資本に相当する金額の引受けや払込みが求められる。以下、株式会社の資本金制度について詳説する。

フィリピンでは従来、株式会社に課せられる資本要件が存在していたが、これについては 2019 年のフィリピン改正会社法で撤廃された。設立時の払込資本については、他の法律での定めがない限りは自由に設定できる。他方、外国資本が 40% を越える国内市場向け現地法人及び外国企業の支店には、外資規制として最低払込資本 20 万ドルという要件が設定されている。ただし、この会社が、科学技術省 (DOST) の決定する先端技術を利用しているか、革新的新興企業法に基づきスタートアップ又はスタートアップ支援機関と承認されているか、あるいはフィリピン人従業員を 15 人以上直接雇用する場合は最低払込資本要件が 10 万ドルに引下げられる。更に、銀行など特定事業に従事する株式会社には、当該事業を規制する特別法や実施細則に従い、高額の最低払込資本要件が適用される。なお、非株式会社は、慈善、教育、文化などの公共の目的のために組織された会社であるため、資本要件は課せられてない。

図表 8-1 フィリピンの資本制度概要

資本の種類	
授權資本 (Authorized Capital)	取締役会の決定で株式を発行できる授權資本枠。授權資本は、引受資本の 4 倍を限度として株主総会の決議で設定を行うことができる。
引受資本 (Subscribed Capital)	授權資本のうち引受が行われている部分。設立時引受け及び払込みにかかる資本規制は 2019 年会社法改正により撤廃された。ただし、外国人株主は、前述の最低資本金以上を払込む必要がある。
払込資本 (Paid-in Capital)	引受資本のうち実際に会社に対して払込みが行われている部分。(会計上、資本の部に計上される部分)

¹⁶ (出所) ジェトロ (http://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest_02/)

また、以下のとおり、銀行、小売業など一部の業種では、個別の資本規制があり、支店、駐在員事務所等の出資形態についても資本金相当額についての規制がある。

(1) 銀行

フィリピン中央銀行による銀行規制マニュアル（2020年12月）によって以下のとおり定められている。

- ① ユニバーサルバンク：30～200億ペソ
- ② 商業銀行：20～150億ペソ
- ③ 貯蓄銀行
 - イ. 本店がマニラ首都圏内：5～20億ペソ
 - ロ. 本店がマニラ首都圏外：2～8億ペソ
- ④ 地方銀行（本店の所在地による）：1,000万～2億ペソ
- ⑤ デジタル銀行：10億ペソ

(2) 小売業

2021年12月に承認された改正小売業自由化法（共和国法11595号）により、外資の場合の最低払込資本金は2,500万ペソと定められている。また、複数の実店舗で小売業を営む外資の場合は、一店舗あたりの投資は1,000万ペソ以上と規定されている。この場合、「店舗」とはフィリピン国内に設置された小売ベースで商品を販売する物理的な店舗であると、小売業自由化法施行規則により定義されている。

4. 組織運営

フィリピン会社法に基づいて設立された株式会社は、日本の株式会社と同様、株主によって構成される株主総会により会社の基本的事項について意思決定が行われる。また、株主総会で選任された取締役から構成される取締役会において、経営の重要事項について意思決定が行われる。また、取締役会によって社長（President）、財務役（Treasurer）、秘書役（Corporate Secretary）といった役員（Executive Officers）が選任される。以下、日系企業で最も進出事例が多い株式会社について、フィリピン会社法を順守した組織運営の特徴点について説明する。

(1) 株主総会

株主総会は、株主全員によって構成される機関で、会社の基本的事項について意思決定を行う。定時株主総会の招集通知は、2019年の会社法改正によって、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも21日前までに名簿上の全ての株主に送付する必要があるとされている。また、臨時株主総会の場合は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも1週間前に招集通知を送付する必要がある。なお、2019年会社法改正にともなって、付属定款又は取締役会の決議に基づき、株主総会を電話会議やテレビ電話会議で行うことも認められている。

① 通常決議

株主総会では議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われる。

決議事項

- 1) 監査済みの財務諸表の承認
- 2) 取締役の報酬決定 など

② 重要事項の決議

法令で定める重要事項については、議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われる。

決議事項

- 1) 取締役の選任
- 2) 取締役解任の株主総会召集
- 3) 附属定款の採用・変更 など

③ 特別決議

発行済み株式総数の3分の2以上の賛成をもって承認が行われる。そのほとんどの決議は、事前に取締役会の過半数の決議を得る必要がある。

主な決議事項

- 1) 定款の変更 (15 条)
- 2) 取締役の解任 (27 条)
- 3) 合併 (76 条)
- 4) 株式配当 (42 条)
- 5) 取締役等に対する財産の売却又は処分 (31 条)
- 6) 先取買取請求権の拒否 (38 条)
- 7) 増資・減資 (37 条)
- 8) 社債の発行 (37 条)
- 9) 解散 (114 条)

④ 開催場所

株主総会又は社員総会は、通常又は特別のいずれにしる、法人の本店が所在する市町村において開催するものとされている。

⑤ 定足数

会社法又は附属定款に別段の定めがない限り、株主総会は、発行済み株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となる。

(2) 取締役会

取締役会は、取締役により構成され、経営の重要事項について意思決定を行う。取締役は最低でも1株の引受を行う必要がある（すなわち、取締役は株主である必要がある）。以前は、取締役の過半数は、フィリピン居住者である必要があったが、2019年の会社法改正に伴い当該居住者要件は撤廃された。取締役の任期は1年であり、定款の定めに従って最大15名の人数を選任できる。取締役に対する報酬総額は、前事業年度の税引前純利益の10%を上限として認められる。

付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は、登記されている取締役の過半数であり、取締役会は出席した取締役の人数の過半数の賛成をもって決議を行う。ただし、役員を選任は、全ての取締役の過半数の賛成をもって決議される。なお、株主総会と同様、取締役会も2019年の会社法改正に伴って電話会議やテレビ電話会議で行うことが可能である。

また、株式の名義代理人制度である **Nominee**（ノミニー）制度を利用することで、日本の親会社を実質的な株主としつつ、1株以上の株式の権利行使権限を取締役に付与することが可能となる。これにより、**General Information Sheet** 等において株主として記載でき、取締役の株主要件を満たす一方、取締役交代時の株式売買手続が不要になる。**Nominee** 制度を利用する際には、一般に **Declaration of Trust** というタイトルの書類を作成し、諸種事項を定めることとなる。

(3) 役員 (Officers)

役員は取締役会により選任される。フィリピン会社法上、役員として社長 (**President**)、財務役 (**Treasurer**)、秘書役 (**Corporate Secretary**) の選任が義務付けられている。

① 社長 (President)

社長は、会社を代表して業務の執行にあたるものであり、日本での代表取締役に相当する。社長は、取締役である必要がある（したがって、株主である必要もある）。後述する財務役、秘書役との兼任は不可となっている。

② 財務役 (Treasurer)

財務役は、主に財務報告書類の正確性を確認し、署名を行う。財務役は、取締役である必要はないが、フィリピン居住者である必要がある。財務役は、会社預金の引き出しや小切手等への署名、会社帳簿の証憑の保管、財務諸表を作成し、政府機関へ提出する義務などを有する。

③ 秘書役 (Corporate Secretary)

秘書役は、主に株主総会の召集通知の発送、株主総会や取締役会の議事録作成や監督、株券発行の管理・副署、株主名簿の管理、社章の保管・押印・証明、委任状の有効性の確認などを行う。秘書役は取締役である必要はないが、フィリピン国籍を有するフィリピン居住者でなければならない。秘書役は、会社のコンプライアンスの根幹となる重要な役割を担っている。社内で秘書役となるに適格な人材を見つけることが難しい場合、フィリピン在住のフィリピン人顧問弁護士等に依頼するケースも見られる。